

〇おおぶオレンジサポーター活動事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の認知症施策推進のため、認知症の知識を持った者が、その知識を活かして行うボランティア活動（以下「おおぶオレンジサポーター活動」という。）を円滑に進めるための事業（以下「おおぶオレンジサポーター活動事業」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 おおぶオレンジサポーター活動事業は、おおぶオレンジサポーター活動にボランティアとして参加を希望する者を「おおぶオレンジサポーター」としてあらかじめ登録し、認知症の人等を支援する活動に派遣する事業をいう。

(登録資格)

第3条 おおぶオレンジサポーターとして登録することができる者は、ボランティア活動に関心があり、次の各号の全ての要件に該当する個人とする。

- (1) 認知症サポーター養成講座を受講している者又はそれに準じる者
- (2) 小学生以上であって、市内に在住し、通勤し、通学し、又は活動する者であること。
- (3) 依頼に基づきボランティア活動を行える者であること。
- (4) 政治、宗教又は営利活動を目的としない者であること。

(登録の申込み)

第4条 おおぶオレンジサポーターとして登録を希望する者は、おおぶオレンジサポーター登録申込書（第1号様式）により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、登録を受けようとする者が、中学生以下であるときは、保護者の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、おおぶオレンジサポーター登録台帳に登録する。

(登録期間)

第5条 おおぶオレンジサポーターの登録期間は1年間とする。ただし、おおぶオレンジサポーターとして登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）より登録の辞退のない場合は、期間満了後、自動的に更新するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにおおぶオレンジサポーター登録変更届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 登録者は、登録の取消しをしようとするときは、おおぶオレンジサポーター辞退届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に基づく届出のほか、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、市は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者の個人が死亡したとき。
- (2) 登録者の所在が不明で、連絡ができなくなったとき。

(3) ボランティアとして不適格と認められる事実があったとき。

(活動内容)

第8条 おおぶオレンジサポーター活動は、認知症の人等及びその家族が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりに資する活動であって、市内において実施する次に掲げるものとする。

- (1) 認知症カフェ
- (2) 本人交流会「コスモスクラブ」
- (3) 就労的活動支援
- (4) 認知症の人等の安心・安全を目的とした支援
- (5) 行方不明発生時の捜索活動への参加
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 市が前項の活動を依頼するときは、登録者に対して活動内容を通知し、諾否の確認を行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 登録者の個人情報の提供を受けた者は、適正に管理しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。